

第1章 計画の基本となる事項

第1節 計画の趣旨と改訂の背景

「さいたま市環境基本計画」は、「さいたま市環境基本条例（以下、「条例」という。）」に掲げる市民の健康で安全かつ快適な生活の確保の実現に向けて、条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために策定するものです。

さいたま市環境基本条例（平成13年5月1日条例第187号）抜粋

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

「改訂前のさいたま市環境基本計画（以下、「前計画」という。）」では、環境の将来像や長期的目標、環境の保全と創造に関する施策の方向などを定めており、これまでの間、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

前計画に基づき各種施策や事業を推進した結果、自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況の改善、公共交通機関利用者数の増加、市民一人一日あたりのごみ排出量の減少といった成果があがっています。

その一方で、ヒートアイランド現象の顕在化、温室効果ガス総排出量の増加、生物多様性の保全と持続可能な利用といった、地域特有の環境問題や地球規模の取組が必要な環境問題が生じています。また、市民、事業者、学校、市などすべての主体の参加による環境教育への取組の促進や自然環境の保全、都市・生活型公害への対応など、引き続き対応しなければならない課題も数多く残されています。

そこで、平成16年1月に策定した前計画が6年を経過したこと、さいたま市を取り巻く環境の現況や前計画策定以降の国内外の動向などを踏まえ、改訂することとしました。

国における取組に目を向けると、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」において、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会の総合的な実現により持続可能な社会をめざすという新たな概念が提示されました。

それ以降も、環境対策による経済再生の方向性を示した「緑の経済と社会の変革（平成21年4月）」

の公表、「生物多様性基本法」に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010（平成22年3月）」の閣議決定など、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向けたさまざまな取組がなされています。

市においては、平成21年12月に「さいたま市環境教育基本方針」を策定しました。これは、さいたま市における環境教育の考え方や方向性を示すものであり、前計画において設定した望ましい環境像を実現するために、主体的に考え行動する人づくり、つながりづくりを基本目標としています。

「さいたま市環境教育基本方針」では、前計画の見直しに関し、「環境教育分野の体系づくり、施策づくりにおいては、本基本方針で整理する基本的考え方に基づき改訂する」としています。すべての主体の参加による環境教育の取組の促進、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換は、望ましい環境像実現のために取り組むべき重要な課題です。

第2節 計画改訂の基本方針

地域や地球の環境の現状を踏まえ、適切な対応を行います

前計画の進捗状況や評価結果、市街地におけるヒートアイランド現象などの地域特有の環境問題、環境問題への市民の関心など、さいたま市の環境の現状を踏まえ、適切な対応を行います。

また、地球温暖化対策や生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的な動向、「21世紀環境立国戦略」や「緑の経済と社会の変革」など環境問題を取り巻く情勢の変化を視野に入れ、前計画の基本目標、施策の方向性などについて見直しを行います。

上位計画や個別計画、関連計画との効率的・効果的な連携を図ります

前計画策定以降、平成17年4月の旧岩槻市との合併により、市の最上位の計画である「さいたま市総合振興計画」を平成17年度に改訂しました。

また、さいたま市環境基本計画の関連・個別計画である「さいたま市一般廃棄物処理基本計画（平成18年3月）」、「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画（平成18年4月）」、「さいたま市緑の基本計画改訂版（平成19年3月）」、「さいたま市環境教育基本方針（平成21年12月）」等を策定・改訂しています。

それぞれの分野計画との関連、また、環境分野の個別計画や関連計画が担う役割や掲げる事項を踏まえて検討を行い、効率的・効果的な連携を図ります。

指標及び数値目標を設定し、実効性のある計画進行管理を実現します

前計画においては指標や数値目標は設定されていませんでしたが、前計画の年次報告書である「さいたま市環境白書」では、客観的に評価するため、環境の現況を評価する現況評価指標と施策の進捗状況を評価する施策評価指標を設定し、年度ごとに点検・評価を実施していました。

「さいたま市環境基本計画改訂版（以下、「本計画」という。）」においては、指標及び数値目標を設定し、進捗状況の評価を実施します。また、市民アンケート調査も併せて実施するとともに、これまでの各事業を所管する部署による実施状況の評価を継続することで、より実効性のある進行管理の仕組みを構築します。

市民、事業者、学校、市などの役割や行動指針の明確化などにより、共有できる計画づくりをめざします

本計画は、望ましい環境像や基本目標の実現に向け市民、事業者、学校、市などすべての主体が連携・協働して取り組み、効果的に推進するべきものです。

前計画では、条例第4条から第6条までの規定に基づき「市民、事業者、市の役割」として基本的な責務と役割を示しています。改訂では、「さいたま市環境教育基本方針」の策定を踏まえて、学校等の役割を加え明確にします。

市民、事業者、学校、市などの役割や取組を具体化することで、基本目標の1つである「だれもが環境保全に参加するまち」の拡充を図るとともに、すべての主体が本計画を共有できるよう、分かりやすい計画づくりをめざします。

第3節 計画の位置付けと役割

「さいたま市環境基本計画」は、さいたま市の環境を保全及び創造し、環境共生都市の実現をめざす、環境分野の総合計画です。環境の保全と創造に関する施策は環境基本計画に沿って推進するとともに、環境に影響を及ぼす施策の実施について環境基本計画との整合を図り、環境に配慮した取組となるようにしていきます。

また、「さいたま市交通環境プラン」や「さいたま市一般廃棄物処理基本計画」、「(仮称)さいたま市地球温暖化対策実行計画」等の環境分野の部門別計画における施策に方向性を与えるものです。

環境基本計画の改訂は、条例第9条に基づき市民、事業者、学校、市などのすべての主体のパートナーシップのもと検討を進めました。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、さいたま市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2)環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、さいたま市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

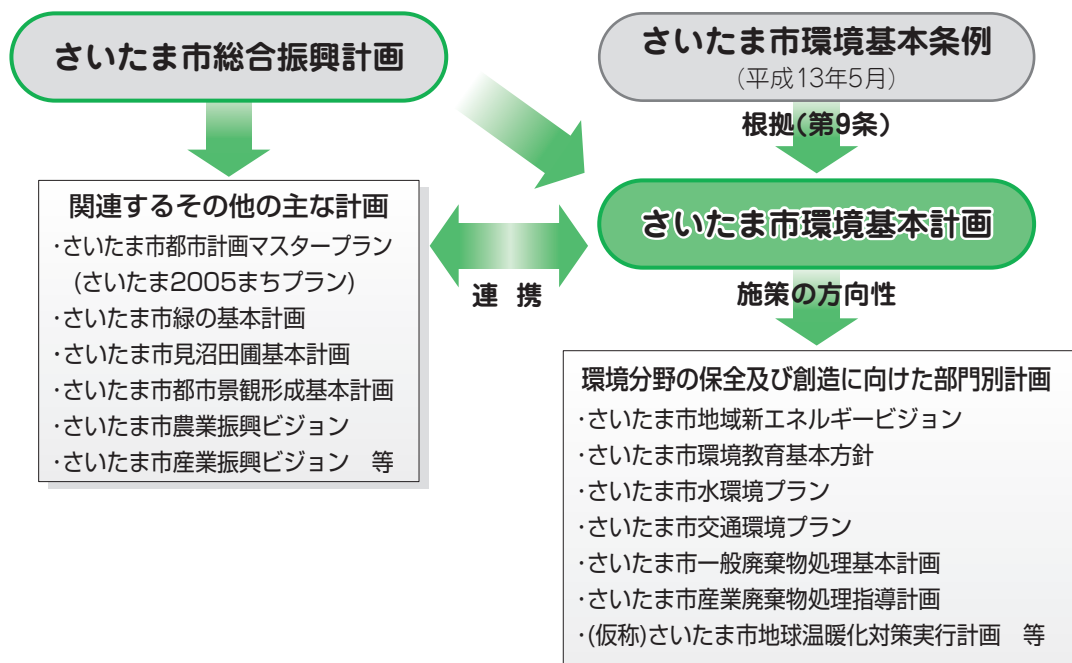


図1-1 さいたま市環境基本計画の位置付け

第4節 市民、事業者、学校、市などの役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、学校、市などすべての主体がそれぞれの役割を果たし、パートナーシップのもとに取組を推進します。

(1) 市民

条例では、市民の責務を以下のように規定しています。

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、環境配慮型製品及び役務の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

市民は、自らの日常生活が地域環境はもとより地球環境にまで影響をおよぼし、環境に負荷を与えていることを理解し、生涯学習の場などあらゆる機会を活用して常に環境への関心を高めるとともに、省エネルギー・省資源など環境にやさしいライフスタイルの実践に努めます。

また、市民は地域における環境保全活動に参加するなど、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組み、本計画を推進します。

(2) 事業者

条例では、事業者の責務を以下のように規定しています。

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

事業者は、自らの事業活動が、環境に負荷を与えていることを認識し、環境汚染を防止するとともに、省エネルギー・省資源など環境への負荷の少ない事業活動に努めます。

また、事業者は地域社会の構成員として、市民や市とのパートナーシップのもとに、環境の保全と創造に取り組み、本計画を推進します。

(3) 学校等

「さいたま市環境教育基本方針」では、学校等に求められる役割を以下のように規定しています。

- ・教育活動全般への環境教育の視点の取り入れ
- ・発達段階に応じたカリキュラムの充実、教職員等の資質向上
- ・学校間での実践事例の情報交換・共有、地域との連携

学校は、環境に配慮した生活の工夫や、環境の保全と創造につながる行動に興味を持ち、考え、判断し、実行する力を子どもたちに育てることに努めます。

そのため、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び潤いの時間の教育活動全般に環境教育の視点を取り入れ、学習指導に活かします。

また、発達段階に応じたカリキュラムの充実とともに、すべての教職員、保育従事者が環境教育の重要性について共通の認識と理解を深めるなど資質向上に取り組みます。

(4) 市

条例では、市の責務を以下のように規定しています。

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進しなければならない。

市は、本計画に掲げた望ましい環境像と基本目標の実現に向けて、本計画の効果的な運用を図り、良好な環境の保全と創造に関するさまざまな施策を推進します。

また、市は自らが事業者・消費者であることを自覚し、事務事業において率先して環境配慮に努めます。

さらに、市民、事業者、学校等及び他の自治体などと連携を図りながら、本計画の実現に取り組みます。

第5節 計画の期間

前計画は、21世紀の第1四半期を展望した環境の将来像を示しつつ、「さいたま市総合振興計画 基本構想」の目標年次である平成32年度（2020年度）を目標年次としています。今回の改訂は計画期間中であることから、目標年次は見直しを行わず、平成32年度（2020年度）のままとします。

ただし、本計画の内容については、今後、環境や社会情勢の変化、科学技術の進展などを踏まえ、見直しが必要な場合は、適切に対応していくものとします。

また、今回新たに設定する指標及び数値目標については、毎年度、点検・評価を実施する中で、より適切な項目の設定、目標数値の見直しを適宜実施するものとします。特に、各種部門別計画や関連計画と連携し設定している場合は、目標年次が必ずしも平成32年度（2020年度）となっていないため、その到来までに担当部署と調整することとします。